

富士市告示第146号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

なお、平成20年9月1日付け富士市告示第153号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成25年9月30日限り廃止する。

平成25年8月26日

富士市長 鈴木 尚

1 中間検査を行う区域

富士市全域

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当するもの。ただし、法第85条の適用を受けるものは除く。

(1) 階数が3以上で、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

(2) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿若しくは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等（入所する者が使用する寝室を有するものに限る。）又はこれらとその他の用途を併用するもの。ただし、床面積の合計が60平方メートル以下の増築又は改築を除く。

3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事（一戸建て住宅については、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事）	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）の取付工事	屋根工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）と壁の相	外装工事又は内装工事

	装工事（屋根ふき工事を除く。）	装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	互を接合する部分を覆う工事	
--	-----------------	-----------------------	--------------------------------------	---------------	--

備考 この表において主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

附 則

この告示は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物及び法第18条第2項の規定による通知がされた建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物及び法第18条第2項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。